

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人石油学会（以下「本会」という。）の定款第32条に基づき役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 役員とは、定款第27条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事会の決議によって選任され、一週のうち決まった曜日に勤務することを指示された役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他業務の遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 定款第32条に定める常勤の役員の役員報酬は、月額5万円とする。

- 2 非常勤の役員は無報酬とする。
- 3 役員退任にあたっては、役員退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 前条に定める常勤の役員の役員報酬の支払いは、職員給与の支給日に支給する。

- 2 月の途中で選任又は退任した常勤の役員の役員報酬は、当該月の勤務を要する日に応じた日割り計算によるものとする。

(通勤交通費)

第5条 常勤の役員には、その勤務実態に応じて、通勤に要する実費（鉄道普通運賃、バス代に限る）を支給する。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人石油学会の設立登記の日から施行する。

平成23年2月8日制定

平成23年4月1日施行